

旭川市民活動情報サイト協賛広告掲載取扱基準

この基準は、旭川市民活動情報サイト協賛広告掲載取扱要綱第2条及び第4条並びに第7条第2項の規定に基づき、旭川市民活動情報サイト（以下「サイト」という。）に掲載する協賛広告に関し必要な事項を定める。

1 協賛広告の掲載ページ、位置及び数

| 掲載ページ | 位置 | 数 |
|--------|------------|--|
| トップページ | トップページ上段右側 | 1列、5行で計5枠（トップページ上段タイトル画像の右側に、協賛広告枠のうち任意の1枠が表示される。） |

2 協賛広告料

| 位置 | 協賛広告料 |
|------------|-----------------------|
| トップページ上段右側 | 月額 3,000円, 年額 30,000円 |

※年額の協賛広告料は、4月から翌年の3月末日までの期間の協賛広告掲載の場合に適用する。

※協賛広告の掲載期間が1月に満たないときは、掲載日数に応じた額（日割りにより計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 協賛広告の規格

(1) サイズ

1枠当たり横150ピクセル、縦60ピクセルとする。

(2) データ量

1枠当たり15キロバイト以内とする。

(3) 画像形式

GIF（GIFアニメーション可）、JPEG、PNGとする。

(4) 禁止する表現

次の表現を含んだ協賛広告は、禁止とする。

ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(ア) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン

(イ) アラートマーク（警告表示）

(ウ) ラジオボタン（選択肢の表示）

(エ) テキストボックス（入力できるように見えるもの）

(オ) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

イ GIFアニメーションなどを使用する場合で、過度の点滅やコントラストの強い画面の反転表示が継続するもの、画面の大部分の領域が切り替わるもので切り替えの間隔が短いものなど、閲覧者への目の負担が大きくなるもの

ウ サイトの協賛広告として適当でないとサイト管理者が認めるもの

4 協賛広告の掲載期間

- (1) 協賛広告の掲載期間は、原則1年を単位とし、掲載期間の始期及び終期は、4月から翌年の3月末日までとする。
- (2) 協賛広告の掲載期間が1年に満たないときは、原則1月を単位とし掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

5 協賛広告の決定

掲載する協賛広告は、原則申込みの先着順により決定する。

なお、同時に申込みがあったものについては、次に掲げる順序により掲載する協賛広告を決定する。この場合においても順序が同じときは、抽選により掲載する協賛広告を決定する。

- (1) 国又は地方公共団体が出資する法人及びそれに類する団体の広告
- (2) 私企業のうち、電力、都市ガス、公共交通、各種銀行、信用金庫など公益的性格を有する企業の広告
- (3) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所等を有しないものの広告
- (5) 前各号に掲げるもの以外の広告